

## 外国人住民の住居地等の届出と在留に関する手続き

★平成24年7月9日から外国人登録制度が廃止されたことにより、外国人登録証明書に代わり在留カード・特別永住者証明書が発行されます。また、住民基本台帳法が改正され、外国人住民の方（中長期在留者、特別永住者等要件を満たす方）にも住民票が作成されます。

### ●住居地の（変更）届出〔市役所での手続き〕

申請の種類	申請の期間	申請に必要なもの	申請する人
新たに来日したとき	住居地を定めてから14日以内	出入国港において発行された在留カード（在留カード後日交付の場合はパスポート）	本人または同世帯の親族等
住所を変更したとき（転入・転居）	変更後の住居地に移転した日から14日以内	日本人の手続きと同じです。在留カード（特別永住者の方は特別永住者証明書）が必要となります。	

\*上田市外に転出するときも、事前に（住所を移す日の14日前から）市役所に届け出てください。

### ●特別永住者証明書等の申請、届出〔特別永住者の方：市役所での手続き〕

申請の種類	申請の期間	申請に必要なもの
みなし特別永住者証明書（旧外国人登録証）からの切替え申請	みなし特別永住者証明書（旧外国人登録証）の有効期間内 ※有効期間は下の表のとおり	パスポート、写真1枚（16歳未満は不要、サイズ：縦4.0cm、横3.0cm）、みなし特別永住者証明書
特別永住者証明書の有効期間更新申請	有効期間満了日の2か月前から満了日までの間（16歳未満の方は16歳の誕生日の6か月前から）	パスポート、写真1枚、特別永住者証明書
紛失・盗難・毀損等による再交付申請	事実を知った日から14日以内（紛失・盗難の場合）	パスポート、写真1枚（16歳未満は不要）、特別永住者証明書（紛失・盗難の場合は警察署で発行される遺失届受理証明書、盗難届受理証明書）
住居地以外（氏名、生年月日、性別、国籍・地域）の変更届出	変更が生じた日から14日以内	パスポート、写真1枚（16歳未満は不要）、特別永住者証明書、変更が生じたことを証する資料

### ※みなし特別永住者証明書（旧外国人登録証）の有効期間

16歳未満		16歳の誕生日
16歳以上	記載されている「次回確認（切替）申請期間」が2015年7月9日より前の方	2015年7月8日
	記載されている「次回確認（切替）申請期間」が2015年7月9日以降の方	記載されている日

### ●在留カード等の申請、届出〔特別永住者以外の方：地方入国管理局での手続き〕

原則、在留カード等に関する申請、届出は特別永住者の方の手続きと同様です。これらの手続きおよび在留期間更新、在留資格変更等の申請はすべて地方入国管理局が窓口となります。

なお、従来の外国人登録証明書は、次の期間まで「みなし在留カード」として引き続き有効です。

### みなし在留カード（旧外国人登録証）の有効期間

永住者	16歳以上	2015年（平成27年）7月8日まで
	16歳未満	2015年（平成27年）7月8日または16歳の誕生日のいずれか早い日まで
永住者以外	16歳以上	在留期間の満了日
	16歳未満	在留期間の満了日または16歳の誕生日のいずれか早い日まで

お問い合わせ

市役所での手続きは・・・

市役所市民課 外国籍市民サービス係 23-5334  
 丸子地域自治センター 市民生活課 42-1052  
 真田地域自治センター 市民生活課 72-0154  
 武石地域自治センター 市民生活課 85-2827

地方入国管理局での手続きは・・・

東京入国管理局 長野出張所  
 026-232-3317

★豊殿・塩田・川西の各地域自治センターについては、上記の手続きはできません。